

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include tests for concrete, aggregate, and cement.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include tests for concrete, aggregate, and cement, similar to the new version but with some differences in standards.

摘要

- (一部追加・修正)
・巻末資料を追加
・国の改定に伴う試験基準の追加・修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

(一部追加)
・巻末資料を追加

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(フワンク)	その他(コンクリート)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±2%以内 高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内 混和剤:±2%以内	工事開始前、工事中1回/6ヵ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/12ヵ月	・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非埋基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、埋設工(高さ1m以上)、道路工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCB-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下		○		
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
2.埋設物	製造	その他(コンクリート)	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCB-C502-2013,503-2013)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非埋基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、埋設工(高さ1m以上)、道路工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)「平成16年3月6日事務連絡」 ※巻末資料3参照	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その連続車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連続車の2台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m ³ 以内で安定するまでとは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ちますに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全連続車の測定を行う。 なお、前記値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び発着時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は185kg/m ³ を基本とする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備考	試験成績表等による確認
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(フワンク)	その他(コンクリート)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±2%以内 高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内 混和剤:±2%以内	工事開始前、工事中1回/6ヵ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/12ヵ月	・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非埋基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、埋設工(高さ1m以上)、道路工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCB-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下		○		
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
2.埋設物	製造	その他(コンクリート)	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様 ※巻末資料2参照	原則0.3kg/m ² 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCB-C502-2013,503-2013)又は設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非埋基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、埋設工(高さ1m以上)、道路工、橋門、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)「平成16年3月6日事務連絡」 ※巻末資料3参照	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その連続車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、連続車の2台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、15kg/m ³ 以内で安定するまでとは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打ちますに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全連続車の測定を行う。 なお、前記値が管理値又は指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は3回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合: 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び発着時に品質変化が認められたときと、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は185kg/m ³ を基本とする。	○

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランブ2.5cm:許容差±1.0cm	・測定し時、1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及びおよび測定時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋脚コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・運搬車測定の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非貫基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、埋設工(高さ1m以上)、涵洞工、橋脚、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、護岸、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・測定し時又は、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所につき2個(φ7...3個、φ28...3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき2個(φ3)を追加で採取する。			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・測定し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及びおよび測定時に品質変化が認められた時。			
その他	その他	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設現場で採取し、1回につき原則として3個とする。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
施工後試験	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本筋 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の埋・水門・橋脚を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く。また、水門・橋脚等では竣工時に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による施工後試験のひび割れ調査を実施する場合は、ひび割れ調査の記録を管理(案)で定める専業の提出で代替することができる。		
		テストハンマーによる強度推定調査 ※参考資料4参照	JSC-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート梁壁及びカルパルパート類については目視調査、その他の構造物については強度が同じブロックを1個構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5か所実施。材料28日~31日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の埋・水門・橋脚を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、その箇所周辺において、再調査を5か所実施。材料28日~31日の間に試験を行う。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
その他	その他	配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」 ※参考資料6参照	同左	同左	同左		
		強度測定	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」 ※参考資料6参照	同左	同左	同左		
		配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」 ※参考資料6参照	同左	同左	同左		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
1.セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランブ2.5cm:許容差±1.0cm	・測定し時、1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及びおよび測定時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋脚コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・運搬車測定の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打ち、非貫基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、埋設工(高さ1m以上)、涵洞工、橋脚、橋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、護岸、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	・測定し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき3個(φ7...3個、φ28...3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき2個(φ3)を追加で採取する。			
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・測定し時 1回/日以上、又は構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及びおよび測定時に品質変化が認められた時。			
その他	その他	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設現場で採取し、1回につき原則として3個とする。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
施工後試験	施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本筋 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の埋・水門・橋脚を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く。また、水門・橋脚等では竣工時に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による施工後試験のひび割れ調査を実施する場合は、ひび割れ調査の記録を管理(案)で定める専業の提出で代替することができる。		
		テストハンマーによる強度推定調査 ※参考資料4参照	JSC-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート梁壁及びカルパルパート類については目視調査、その他の構造物については強度が同じブロックを1個構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施する。また、調査の結果、平均値が設計基準強度の85%を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所周辺において、再調査を5か所実施。材料28日~31日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート構、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパルパート類、橋梁上・下部工及び高さが5m以上の埋・水門・橋脚を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、その箇所周辺において、再調査を5か所実施。材料28日~31日の間に試験を行う。		
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1か所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
その他	その他	配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」 ※参考資料6参照	同左	同左	同左		
		強度測定	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」 ※参考資料6参照	同左	同左	同左		
		配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」 ※参考資料6参照	同左	同左	同左		

摘要

- (一部追加)
- ・巻末資料を追加
- ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
- (一部修正)
- 国の改定に伴う試験基準の修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要. Contains detailed technical specifications for concrete and aggregate materials.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要. Contains detailed technical specifications for concrete and aggregate materials, similar to the new version but with some differences in standards.

摘要

(一部追加)
・巻末資料を追加
(一部修正)
国の改定に伴う規格値及び試験基準の修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要, 試験成績表等による確認. Rows include concrete tests, aggregate tests, and reinforcement tests.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要, 試験成績表等による確認. Rows include concrete tests, aggregate tests, and reinforcement tests.

摘要

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要, 試験成績表等による確認. Rows include 5-ガス圧, 6-既製鉄工, and 7-既製鉄工.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要, 試験成績表等による確認. Rows include 5-ガス圧, 6-既製鉄工, and 7-既製鉄工.

摘要

(一部修正)
・国の改定に伴う試験項目の修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include 既製杭工, 基礎工, 場所杭工, 既製杭工(中掘り杭工), 下層路盤, and 鉄鋼スラグの水浸膨張試験.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include 既製杭工, 下層路盤, and 鉄鋼スラグの水浸膨張試験.

摘要

(一部追加) 国の改定に伴う試験項目の追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必経	道路用スラックの着色判定試験	JIS A 5015	着色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100㎡以上のもの	○
			骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100㎡以上のもの	○	
加工	現場	必経	現場密度の測定	舗装密度・試験法 便覧【4】-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の92以上 Ⅱ、93以上 Ⅲ、94以上 Ⅳ、95以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値Iが規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃わない場合は3孔の測定値の平均値IIが規格値を満足するものとするが、IIが規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値IIIが規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（道路工事を除く）は、1工事あたり2孔以上で測定する。	○	
			ブルーフローリング	舗装密度・試験法 便覧【4】-288	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	○	
			平面転荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	
その他			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1206	液性指数PI：8以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必経	道路用スラックの着色判定試験	JIS A 5015	着色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100㎡以上のもの	○
			骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100㎡以上のもの	○	
加工	現場	必経	現場密度の測定	舗装密度・試験法 便覧【4】-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93以上 Ⅱ、93以上 Ⅲ、94以上 Ⅳ、95以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値Iが規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃わない場合は3孔の測定値の平均値IIが規格値を満足するものとするが、IIが規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値IIIが規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（道路工事を除く）は、1工事あたり2孔以上で測定する。	○	
			ブルーフローリング	舗装密度・試験法 便覧【4】-288	・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	○	
			平面転荷試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	
その他			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1206	液性指数PI：8以下	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。	○	

摘要

(一部削除)
試験基準の「～協議により省略～」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必	修正CBR試験	舗装調査・試験法 実規(4)-68	修正CBR 80以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの	○
			鉄鋼スラグラの修正CBR試験	舗装調査・試験法 実規(4)-68	修正CBR 80以上	・RC・軽度腐蝕鉄鋼スラグラ及びRHS：水硬性石灰調整鉄鋼スラグラに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグラには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
上層路盤	材料	必	修正CBR試験	舗装調査・試験法 実規(4)-68	修正CBR 80以上 アスファルトコンクリート再生 骨材含む場合90以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの	○
			鉄鋼スラグラの修正CBR試験	舗装調査・試験法 実規(4)-68	修正CBR 80以上	・RC・軽度腐蝕鉄鋼スラグラ及びRHS：水硬性石灰調整鉄鋼スラグラに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグラには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認		
9 上層路盤	材料	その他	試験用トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの	○		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧(4)-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93以上 I ₁₀ 95以上 I ₁₀ 95.5以上 I ₁₀ 99.5以上	・締めの度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締めの度は、10孔の測定値の平均値I ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃₀ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔、10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		○		
			結露 (2.30mm未満)	舗装調査・試験法 便覧(2)-16	2.30mm未満：±15以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。			
			結露 (75µm未満)	舗装調査・試験法 便覧(2)-16	75µm未満：±5以内					
			その他							
			平均乾燥試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	観察により異常が認められたとき。					
			言字比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
			12 アスファルト安定処理路盤	材料	必須	アスファルト舗装に準じる				
			13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧(4)-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.8Npa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.0Npa (アスファルト舗装) 2.0Npa (セメントコンクリート舗装)。	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認		
9 上層路盤	材料	その他	試験用トリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの	○		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧(4)-256 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の93以上 I ₁₀ 95以上 I ₁₀ 95.5以上 I ₁₀ 99.5以上	・締めの度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締めの度は、10孔の測定値の平均値I ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃₀ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔、10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。		○		
			結露 (2.30mm未満)	舗装調査・試験法 便覧(2)-16	2.30mm未満：±15以内	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。			
			結露 (75µm未満)	舗装調査・試験法 便覧(2)-16	75µm未満：±5以内					
			その他							
			平均乾燥試験	JIS A 1215	1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	観察により異常が認められたとき。					
			言字比試験	JIS A 1203	設計図書による。					
			12 アスファルト安定処理路盤	材料	必須	アスファルト舗装に準じる				
			13 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧(4)-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.8Npa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.0Npa (アスファルト舗装) 2.0Npa (セメントコンクリート舗装)。	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100%以上のもの	

摘要

(一部削除)
試験基準の「～協議により省略～」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認		
13 セメント安定処理路盤	材料	必 須	骨材の修正CRS試験	舗装調査・試験法 変質(4)-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの	○		
			土の塑性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 変質(4)-67	下層路盤 塑性指数PI: 8以下 上層路盤 塑性指数PI: 8以下	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			
		施 工	結度(2.5mmふるい)	JIS A 1102	2.5mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			
			結度(75μmふるい)	JIS A 1102	75μmふるい: ±5%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。				
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 変質(4)-206 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の95%以上。 I ₀ 95%以上 I ₁ 88.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・締固め率は、個々の測定値が最大乾燥密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め率は、10孔の測定値の平均値I ₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃った場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例) 又は12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり5孔以上で測定する。				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。				
		その他	セメント量試験	舗装調査・試験法 変質(4)-293,(4)-287	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)はよい。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの	○		
		14 アスファルト舗装	材料	必 須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの	○
					骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)		
骨材の形状試験	舗装調査・試験法 変質(2)-51			細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。				
ファイラー(舗装用石灰石粉)の結度試験	JIS A 5008			「舗装施工調査」表3.3.17による。	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき					
ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008			1%以下	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき					
その他	セメント量試験			舗装調査・試験法 変質(4)-293,(4)-287	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認		
10 セメント安定処理路盤	材料	必 須	骨材の修正CRS試験	舗装調査・試験法 変質(4)-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの	○		
			土の塑性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 変質(4)-67	下層路盤 塑性指数PI: 8以下 上層路盤 塑性指数PI: 8以下	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が認められたとき。			
		施 工	結度(2.5mmふるい)	JIS A 1102	2.5mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			
			結度(75μmふるい)	JIS A 1102	75μmふるい: ±5%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき。				
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 変質(4)-206 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の95%以上。 I ₀ 95%以上 I ₁ 88.5%以上 歩道箇所: 設計図書による。	・締固め率は、個々の測定値が最大乾燥密度の95%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め率は、10孔の測定値の平均値I ₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃った場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例) 又は12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり5孔以上で測定する。				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。				
		その他	セメント量試験	舗装調査・試験法 変質(4)-293,(4)-287	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの	○		
		11 アスファルト舗装	材料	必 須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm ³ 以上 吸水率: 3.0%以下	・中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事: 施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの	○
					骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき		
骨材の形状試験	舗装調査・試験法 変質(2)-51			細長、あるいは扁平な石片: 10%以下	・中規模以上の工事: 定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。				
ファイラー(舗装用石灰石粉)の結度試験	JIS A 5008			「舗装施工調査」表3.3.17による。	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき					
ファイラー(舗装用石灰石粉)の水分試験	JIS A 5008			1%以下	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき					
その他	セメント量試験			舗装調査・試験法 変質(4)-293,(4)-287	±1.2%以内	・中規模以上の工事: 異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。			

摘要

文言修正
(一部追加)
国の改定に伴う試験項目の追加
(一部削除)
試験基準の「~協議により省略~」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの堅性指致試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・次級骨材を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 変質【2】-83	50以下		○	
			ファイラーの水浸透係試験	舗装調査・試験法 変質【2】-74	3以下		○	
			ファイラーの割離抵抗性試験	舗装調査・試験法 変質【2】-78	1/4以下		○	
			製鋼スラッグの水浸透係試験	舗装調査・試験法 変質【2】-94	水浸透係比：2.0以下		○	
			製鋼スラッグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：2.0%以下		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：20以下 CSS：50以下 SS：30以下		○	
			粗骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12以下		○	
			針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
			軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	
			伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
			引火試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
			薄層加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
高荷重の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1		○				

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	ファイラーの堅性指致試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・次級骨材を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工程の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 変質【2】-83	50以下		○	
			ファイラーの水浸透係試験	舗装調査・試験法 変質【2】-74	3以下		○	
			ファイラーの割離抵抗性試験	舗装調査・試験法 変質【2】-78	1/4以下		○	
			製鋼スラッグの水浸透係試験	舗装調査・試験法 変質【2】-94	水浸透係比：2.0以下		○	
			製鋼スラッグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：2.0%以下		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30以下 CSS：50以下 SS：30以下		○	
			粗骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12以下		○	
			針入度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
			軟化点試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	
			伸度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3		○	
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
			引火試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
			薄層加熱試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローションアスファルト：表3.3.4		○	
高荷重の針入度比試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.3.1		○				

摘要

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
14 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	「舗装施工便覧」巻頭・舗装用石油アスファルト：表3.2.1・ポリマー改質アスファルト：表3.2.3・セミアローレンアスファルト：表3.2.4	・中規模以上の工事：施工前・材料受取時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を構った上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模の工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の素材が100%以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装便覧・試験法 便覧[2]-212	「舗装施工便覧」巻頭・セミアローレンアスファルト：表3.2.4	○		
			80℃粘度試験	舗装便覧・試験法 便覧[2]-224		○		
			タフネス・テナシティ試験	舗装便覧・試験法 便覧[2]-289	「舗装施工便覧」巻頭・ポリマー改質アスファルト：表3.2.3	○		
			その他			○		
		フロント	粒度 (2.5mmふるい以下)	舗装便覧・試験法 便覧[2]-16	2.5mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、即ち出庫の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	
			粒度 (75μmふるい以下)	舗装便覧・試験法 便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度		○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装便覧・試験法 便覧[4]-318	アスファルト量：±0.8%以内		○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	
			その他				○	
		その他	水浸ポイントラッキング試験	舗装便覧・試験法 便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ポイントラッキング試験	舗装便覧・試験法 便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ラベリング試験	舗装便覧・試験法 便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			その他					○
舗装現場	現場密度の測定	舗装便覧・試験法 便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 I ₁₀ 98%以上 I ₂ 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による。 ・線間密度は、10孔の測定値の平均値I ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃わない場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 なお1工事あたり3,000㎡以下の場合は（舗装工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・線間密度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・線間密度は、10孔の測定値の平均値I ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃わない場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 ・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定箇所が均等でない場合は協議により省略することも出来る。	○			
	温度測定 (初起点)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	○		
	外観検査 (混合物)	目視					○	
	すべり抵抗試験	舗装便覧・試験法 便覧[1]-101	設計図書による。	舗装車線毎200m毎に1回			○	
	その他						○	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.2.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.2.3 ・セミアローレンアスファルト：表3.2.4	・中規模以上の工事：施工前・材料受取時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を構った上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が2,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模の工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装：同一配合の素材が100%以上のもの	○
			高温動粘度試験	舗装便覧・試験法 便覧[2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミアローレンアスファルト：表3.2.4	○		
			80℃粘度試験	舗装便覧・試験法 便覧[2]-224		○		
			タフネス・テナシティ試験	舗装便覧・試験法 便覧[2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.2.3	○		
			その他			○		
		フロント	粒度 (2.5mmふるい以下)	舗装便覧・試験法 便覧[2]-16	2.5mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき、即ち出庫の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	
			粒度 (75μmふるい以下)	舗装便覧・試験法 便覧[2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度		○	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装便覧・試験法 便覧[4]-318	アスファルト量：±0.8%以内		○	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○	
			その他				○	
		その他	水浸ポイントラッキング試験	舗装便覧・試験法 便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ポイントラッキング試験	舗装便覧・試験法 便覧[3]-44			アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ラベリング試験	舗装便覧・試験法 便覧[3]-18			アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			その他					○
舗装現場	現場密度の測定	舗装便覧・試験法 便覧[3]-218	基準密度の94%以上。 I ₁₀ 98%以上 I ₂ 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による。 ・線間密度は、10孔の測定値の平均値I ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃わない場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 ・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定箇所が均等でない場合は協議により省略することも出来る。	・線間密度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・線間密度は、10孔の測定値の平均値I ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が揃わない場合は3孔の測定値の平均値I ₃ が規格値を満足するものとするが、I ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I ₃ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔。 ・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定箇所が均等でない場合は協議により省略することも出来る。	○			
	温度測定 (初起点)	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。	○		
	外観検査 (混合物)	目視					○	
	すべり抵抗試験	舗装便覧・試験法 便覧[1]-101	設計図書による。	舗装車線毎200m毎に1回			○	
	その他						○	

摘要

(一部追加)
国の改定に伴う規格値の追加
(一部削除)
試験基準の「～協議により省略～」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
15 転圧コンクリート	材料	コンクリート	コンシステンシー試験	コンシステンシー試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き面の試験	転圧コンクリート舗装技術指針(第2版) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：98%				
			ランマー突き面の試験	同上	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験が不可欠とならない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108		2回/日(午前・午後)で、2本1組/回。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材率-3.3.20 粗骨材率-3.3.22	細骨材300 ^μ 、粗骨材500 ^μ ごとに1回、あるいは1回/日。			
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110		工事開始前、材料の変更時			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35以下 積算寒冷地25%以下	ホワイトベースに使用する場合は40%以下			
			骨材の凍結溶融試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、総形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)				
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	材料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0以下 粗骨材：0.25以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10以下 粗骨材：12以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						
凍結解氷の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の試験 JIS A 5308(付属書C)	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上 12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。					
	回取水の場合：JIS A 5308(付属書C)	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上 12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
15 転圧コンクリート	材料	コンクリート	コンシステンシー試験	コンシステンシー試験	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き面の試験	転圧コンクリート舗装技術指針(第2版) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：98%				
			ランマー突き面の試験	同上	舗装施工便覧8-3-3による。目標値 締固め率：97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験が不可欠とならない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108		2回/日(午前・午後)で、2本1組/回。			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材率-3.3.20 粗骨材率-3.3.22	細骨材300 ^μ 、粗骨材500 ^μ ごとに1回、あるいは1回/日。			
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110		工事開始前、材料の変更時			
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35以下 積算寒冷地25%以下	ホワイトベースに使用する場合は40%以下			
			骨材の凍結溶融試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、総形判定実積率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)				
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	材料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0以下 粗骨材：0.25以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10以下 粗骨材：12以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						
凍結解氷の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の試験 JIS A 5308(付属書C)	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性無機残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上 12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。					
	回取水の場合：JIS A 5308(付属書C)	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上 12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。					

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete and asphalt tests.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete and asphalt tests.

摘要

文言修正 (一部修正) 国の改定に伴う試験項目の修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
17 路床安定処理工	材料	必	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。		
			CS試験	試験図書・試験法 便覧(4)-227、(4)-228					
	施工	必	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm： 核密度法・試験法 便覧(4)-165 突砂法	設計図書による。	500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			又は、 計測器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	又は、 計測器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・上記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			又は、 ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)	又は、 ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は路堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とし、2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			試験図書・試験法 便覧(4)-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1か所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		
			現場CS試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203		500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			たわみ量	試験図書・試験法 便覧(1)-284 (ベックマンベーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
14 路床安定処理工	材料	必	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化したとき。		
			CS試験	試験図書・試験法 便覧(4)-227、(4)-228					
	施工	必	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm： 核密度法・試験法 便覧(4)-165 突砂法	設計図書による。	500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			又は、 計測器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	又は、 計測器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・上記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			又は、 ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)	又は、 ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は路堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とし、2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			試験図書・試験法 便覧(4)-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。		
			現場CS試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203		500㎥につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎥未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			たわみ量	試験図書・試験法 便覧(1)-284 (ベックマンベーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			

摘要

(一部追加)
・巻末資料を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
			現場密度の測定 (注) 注) 試験方法 (3種) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 50mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 50mm: 核密度法・試験法 変換【4】-185 実砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			又は、「R」計測を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 参照 ※巻末資料7参照	又は、「R」計測を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 参照 ※巻末資料7参照	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点				
			又は、「IS-GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領 参照 ※巻末資料8参照	又は、「IS-GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領 参照 ※巻末資料8参照	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。2. 管理単位は築地、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、前層の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーローリング	舗装図表・試験法 変換【4】-289	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・高重量については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			平均載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。				
			現場CB試験	JIS A1222	設計図書による。				
			含水比試験	JIS A 1203	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。				
			たわみ量	舗装図表・試験法 変換【2】-16 (ベンゾメータ)	ブルーローリングでの不良箇所について実施。				
			16 固結工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したとき。	当初及び土質の変化したとき。
ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。				・配合を定めるための試験である。			
改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。				・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。			
17 土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	材料	その他	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度値に2回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
			現場密度の測定 (注) 注) 試験方法 (3種) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 50mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 50mm: 核密度法・試験法 変換【4】-185 実砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。但し、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。	・最大粒径 < 100mm の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			又は、「R」計測を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 参照	又は、「R」計測を用いた盛土の締固め管理要領 (案) 参照	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 2. 1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点				
			又は、「IS-GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領 参照	又は、「IS-GNSS」を用いた盛土の締固め管理要領 参照	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。2. 管理単位は築地、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、前層の管理単位として取り扱うものとする。				
			ブルーローリング	舗装図表・試験法 変換【4】-289	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・高重量については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			平均載荷試験	JIS A 1215	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。				
			現場CB試験	JIS A1222	設計図書による。				
			含水比試験	JIS A 1203	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。				
			たわみ量	舗装図表・試験法 変換【2】-16 (ベンゾメータ)	ブルーローリングでの不良箇所について実施。				
			16 固結工	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したとき。	当初及び土質の変化したとき。
ゲルタイム試験		当初及び土質の変化したとき。				・配合を定めるための試験である。			
改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。				・ボーリング等により供試体を採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。			
17 土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	材料	その他	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認	改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上 なお、1回の試験とは3回の供試体の試験値の平均値で表したものである。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度値に2回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		

摘要

(一部追加)
・巻末資料を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

(一部追加)
・巻末資料を追加

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	200/日 (午前・午後)		
			モルタルのフロー試験	JSC-E-F 821-2018	10~18秒フロー (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返す開始前に試験は3回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
		その他	グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)	所定の張力が入力されていること。		・定着時張力確認試験・残存引張力確認試験・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		○
			土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。		
		その他						
施工	必須	現場	現場湿度の測定 (3種) のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 篩分け法 (JIS A 1210C-D-E) または、設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210A-B法) もしくは 80%以上 (締固め試験 (JIS A 1210C-D-E法) または、設計図書による。	500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			又は、設計図書を用いた土の締固め管理要領 (案) による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210A-B法) もしくは 82%以上 (締固め試験 (JIS A 1210C-D-E法) または、設計図書による。	土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
			又は、JIS-GNSSを用いた土の締固め管理要領 (案) による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近接しない構造物周辺は除く。	1. 土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は路体、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			又は、JIS-GNSSを用いた土の締固め管理要領 (案) による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近接しない構造物周辺は除く。	1. 土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は路体、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		その他						
吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国交技第112号、国交技第112号、国交技第112号、国交技第112号) ※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	200 (午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー試験	JSC-E-F 821-2018	10~18秒フロー (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返す開始前に試験は3回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
		その他	グラウンドアンカー設計・施工基準 同解説 (JGS4101-2012)	所定の張力が入力されていること。		・定着時張力確認試験・残存引張力確認試験・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	同左		○
			土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアル	同左	設計図書による。		
		その他						
施工	現場	現場	現場湿度の測定 (3種) のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 篩分け法 (JIS A 1210C-D-E) または、設計図書による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210A-B法) もしくは 80%以上 (締固め試験 (JIS A 1210C-D-E法) または、設計図書による。	500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上、1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
			又は、設計図書を用いた土の締固め管理要領 (案) による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210A-B法) もしくは 82%以上 (締固め試験 (JIS A 1210C-D-E法) または、設計図書による。	土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
			又は、JIS-GNSSを用いた土の締固め管理要領 (案) による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近接しない構造物周辺は除く。	1. 土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は路体、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			又は、JIS-GNSSを用いた土の締固め管理要領 (案) による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近接しない構造物周辺は除く。	1. 土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行う。 2. 管理単位は路体、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		その他						
吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国交技第112号、国交技第112号、国交技第112号、国交技第112号) ※巻末資料1参照	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
その他(コンクリート表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	設計図書による。	骨材のふるい分け試験	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂)	○
	骨材の粒径分量試験	JIS A 1103 JIS A 5006 JIS A 5008	粗骨材 砂石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実積率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂 8.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○			
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1143「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1143	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○			
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○			
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 1.2%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砂、砂石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○			
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			○			
	練灰ゼルの水質試験	JIS A 5308付属書C	上水道水及び上水道水以外の水の検査	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性固形物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/1か月以上水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に備え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			開放水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
その他(コンクリート表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	設計図書による。	骨材のふるい分け試験	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂)	○
	骨材の粒径分量試験	JIS A 1103 JIS A 5006 JIS A 5008	粗骨材 砂石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実積率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砂 8.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○			
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1143「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1143	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。	○			
	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○			
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 1.2%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 砂、砂石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○			
	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202			○			
	練灰ゼルの水質試験	JIS A 5308付属書C	上水道水及び上水道水以外の水の検査	懸濁物質の量: 2g/L以下 溶解性固形物の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/1か月以上水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に備え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			開放水の場合: JIS A 5308付属書C	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		

摘要

(一部追加・修正)
国の改定に伴う追加・修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete surface water tests, slump tests, and strength tests.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete surface water tests, slump tests, and strength tests.

摘要

- (一部追加)
・巻末資料の追加
(一部修正)
国の改定に伴う修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
01 現場吹付法砕石工	材料	応	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第119号、国官技第120号、国官技第121号) ※巻末資料1参照	規定	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	検定図書による。 骨材の吸水率: 3.5%以下 骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕石・砕石、高伊スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、高伊スラグ骨材、高伊スラグ骨材、高伊スラグ骨材、高伊スラグ骨材) 骨材の密度: 2.5以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山の場合は、工事中1回/週以上)	JIS A 5006 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高伊スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気伊酸化骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	
			骨材の粒径分布試験	JIS A 1103 JIS A 5006 JIS A 5008	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定率補率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			骨の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1143	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における骨材の色が標準色以上の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			凍結解凍水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	無機物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			同取水の場合: JIS A 5309付属書C	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
01 現場吹付法砕石工	材料	応	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第119号、国官技第120号、国官技第121号) ※巻末資料1参照	規定	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	検定図書による。 骨材の吸水率: 3.5%以下 骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕石・砕石、高伊スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、高伊スラグ骨材、高伊スラグ骨材、高伊スラグ骨材) 骨材の密度: 2.5以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山の場合は、工事中1回/週以上)	JIS A 5006 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高伊スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気伊酸化骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○	
			骨材の粒径分布試験	JIS A 1103 JIS A 5006 JIS A 5008	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定率補率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			骨の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1143	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における骨材の色が標準色以上の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			凍結解凍水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308付属書C	無機物質の量: 2g/L以下 溶解性無機物質の量: 1g/L以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○
			同取水の場合: JIS A 5309付属書C	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	

摘要

- (一部追加)
- ・巻末資料の追加
- ・国の改定に伴う追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要, 試験成績表等による確認. Rows include concrete surface tests, slump tests, and strength tests.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 摘要, 試験成績表等による確認. Rows include concrete surface tests, slump tests, and strength tests.

摘要

(一部追加)
・巻末資料の追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認			
土木	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土粒子の密度試験	JIS A 1202							
			土の含水比試験	JIS A 1203							
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205							
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。					
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説(第一版改訂版)							
			土の圧密試験	JIS A 1217							
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説(第一版改訂版)							
			土の透水性試験	JIS A 1218							
			土工	現場	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の95以上。又は設計図書に示された値。	総量は、1,000㎡に1回の割合。又は埋戻延長50mに3回の割合の内、測定精度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
						最大粒径>5mm: 核試法・試験法(規)4-256 突砂法	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90以上。又は、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
						又は、「計器を用いた土の締固めの管理要領(案)」による。 ※巻末資料7参照	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90以上。又は、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
その他	コーン	コーン指数の測定	試験図書・試験法(規)11-273	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。						
			試験図書・試験法(規)11-273	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。						

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認			
土木	材料	その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					
			土粒子の密度試験	JIS A 1202							
			土の含水比試験	JIS A 1203							
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205							
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		必要に応じて。					
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説							
			土の圧密試験	JIS A 1217							
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説							
			土の透水性試験	JIS A 1218							
			土工	現場	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法(JIS A 1214)	最大乾燥密度の95以上。又は設計図書に示された値。	総量は、1,000㎡に1回の割合。又は埋戻延長50mに3回の割合の内、測定精度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
						最大粒径>5mm: 核試法・試験法(規)4-256 突砂法	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90以上。又は、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
						又は、「計器を用いた土の締固めの管理要領(案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90以上。又は、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
その他	コーン	コーン指数の測定	試験図書・試験法(規)11-273	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。						
			試験図書・試験法(規)11-273	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。						

摘要

(一部追加)
・巻末資料の追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
23 砂防土工	材料	必用	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦50mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>50mm: 締固密度・試験法 便覧(4)-206 突砂法	・最大乾燥密度の95%以上、又は設計図書に示された値 1,000㎡に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最高値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
23 砂防土工	施工	必用	又は、「R1計器を用いた盛土の締固めの管理要領(案)」 ※巻末資料7参照		1.管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上、又は、設計図書による。 2.1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			又は、「IS-GNSSを用いた盛土の締固めの管理要領(案)」 ※巻末資料7参照	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
24 道路土工	材料	必用	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			OS試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
			土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説(第一版 第2章)				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説(第一版 第2章)				
			土の透水試験	JIS A 1218				

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
23 砂防土工	材料	必用	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦50mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>50mm: 締固密度・試験法 便覧(4)-206 突砂法	・最大乾燥密度の95%以上、又は設計図書に示された値 1,000㎡に1回の割合、又は設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最高値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
23 砂防土工	施工	必用	又は、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。		1.管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上、又は、設計図書による。 2.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			又は、「IS-GNSSを用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
24 道路土工	材料	必用	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			OS試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
			土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

摘要

(一部追加)
・巻末資料の追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
27 道路土工	施工	現場	現場乾燥度の測定 ※右記試験方法(3種)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 経路調査・試験法 実規(4)-256 同砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法)	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。		
			又は、「[注]計器を用いた国土の締固め管理要領(案)」による ※参考資料7参照	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法)	国土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			又は、「IS-GNS」を用いた国土の締固め管理要領」による ※参考資料7参照	【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦10%または飽和度 S_r が85%≦ S_r ≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦9%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	・路体: 自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦10%または飽和度 S_r が85%≦ S_r ≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦9%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。			
			又は、「IS-GNS」を用いた国土の締固め管理要領」による ※参考資料7参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 国土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位別に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーローリング	経路調査・試験法 実規(4)-258		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。			
		コーン指数の測定	経路調査・試験法 実規(1)-273		必要に応じて(例)トラフイカビリティが悪いとき。			
		たわみ量	経路調査・試験法 実規(1)-284 (ベンチマーク-A)		ブルーローリングでの不良箇所について実施			

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
24 道路土工	施工	現場	現場乾燥度の測定 ※右記試験方法(3種)のいずれかを実施する。	最大粒径≦5mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>5mm: 経路調査・試験法 実規(4)-256 同砂法	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法)	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。		
			又は、「[注]計器を用いた国土の締固め管理要領(案)」による ※参考資料7参照	【砂質土】 ・路体: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・路床及び構造物取付け部: 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法)	国土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1,000㎡未満: 10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		
			又は、「IS-GNS」を用いた国土の締固め管理要領」による ※参考資料7参照	【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部: 自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦10%または飽和度 S_r が85%≦ S_r ≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦9%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。	・路体: 自然含水比またはトラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦10%または飽和度 S_r が85%≦ S_r ≦95%。 ・路床及び構造物取付け部: トラフイカビリティが確保できる含水比において、空気乾燥率 V_a が2%≦ V_a ≦9%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。その他、設計図書による。			
			又は、「IS-GNS」を用いた国土の締固め管理要領」による ※参考資料7参照	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 国土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位別に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーローリング	経路調査・試験法 実規(4)-258		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。			
		含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。			
		コーン指数の測定	経路調査・試験法 実規(1)-273		必要に応じて(例)トラフイカビリティが悪いとき。			
		たわみ量	経路調査・試験法 実規(1)-284 (ベンチマーク-A)		ブルーローリングでの不良箇所について実施			

摘要

(一部追加)
巻末資料の追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
28 積石工	土工	応操	積石の見掛け比重	JIS A 5008	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び資質の変化時。	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7 ^g /cm ³ ~2.5 ^g /cm ³ ・硬石：約2.5 ^g /cm ³ ~2 ^g /cm ³ ・軟石：約2 ^g /cm ³ 未満	○
			積石の吸水率	JIS A 5008	原則として産地毎に当初及び資質の変化時。	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	
			積石の圧縮強さ	JIS A 5008	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・硬石：980.88N/cm ² 以上 ・軟石：980.88N/cm ² 未満	○		
			積石の形状	JIS A 5008	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000 ^{kg} につき1回の割合で行う。但し、5,000 ^{kg} 以下のものは1工事1回実施する。	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○
29 コンクリートダム	材料	その他	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリシリカ反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国管技第119号、国土建第35号、国土建第78号) ※巻末資料1参照	関係	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	規格図書：2.5以上 吸水率：[2025年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化炉骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			骨の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/1か月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における骨色の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微細分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは3.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			骨の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/1か月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における骨色の色が標準色液の色より濃い場合。		○
骨材の微細分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは3.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○			

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
28 積石工	土工	応操	積石の見掛け比重	JIS A 5008	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び資質の変化時。	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7 ^g /cm ³ ~2.5 ^g /cm ³ ・硬石：約2.5 ^g /cm ³ ~2 ^g /cm ³ ・軟石：約2 ^g /cm ³ 未満	○
			積石の吸水率	JIS A 5008	原則として産地毎に当初及び資質の変化時。	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	
			積石の圧縮強さ	JIS A 5008	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm ² 以上 ・硬石：980.88N/cm ² 以上 ・軟石：980.88N/cm ² 未満	○		
			積石の形状	JIS A 5008	うすっぱらなもの、細長いものであってはならない。	5,000 ^{kg} につき1回の割合で行う。但し、5,000 ^{kg} 以下のものは1工事1回実施する。	・500 ^{kg} 以下は監督員の承諾を得て省略できる。	○
29 コンクリートダム	材料	その他	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリシリカ反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国管技第119号、国土建第35号、国土建第78号)	関係	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	規格図書：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化炉骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			骨の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/1か月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における骨色の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微細分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは3.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント)	ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			骨の有機不純物試験	JIS A 1105	標準値より高いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/1か月以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における骨色の色が標準色液の色より濃い場合。		○
骨材の微細分量試験	JIS A 1103	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。 細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕石の場合、微細分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときは3.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○			

摘要

(一部追加・修正)

- ・巻末資料の追加
- ・国の改定に伴う追加・修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete work, reinforcement, and curing tests.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete work, reinforcement, and curing tests, similar to the new version but with some differences in standards.

摘要

(一部追加)
巻末資料の追加
(一部修正)
国の改定に伴う修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
20 コンクリートダム	施工	必須	単位水重量測定	レディミキストコンクリート単位水重量測定要領(昭) (平成18年5月8日事務連絡)	1) 測定した単位水重量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水重量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水重量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の台車に1回、単位水重量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水重量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は量度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水重量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は185kg/m ³ を基本とする。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±1.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭脚、場所打ち、弁井基礎等)。橋脚上部工(桁、床版、高欄等)、橋梁工(高さ1m以上)、国道工、港湾工、橋脚、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。		
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭脚、場所打ち、弁井基礎等)。橋脚上部工(桁、床版、高欄等)、橋梁工(高さ1m以上)、国道工、港湾工、橋脚、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の90%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回5ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。			
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。	1回併試(体積時各ブロック打込み開始時終了時)。			
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.2t/m ³ 以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1115		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回5ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108								

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
20 コンクリートダム	施工	必須	単位水重量測定	レディミキストコンクリート単位水重量測定要領(昭) (平成18年5月8日事務連絡)	1) 測定した単位水重量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水重量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水重量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の台車に1回、単位水重量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水重量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合は2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は量度に応じて100~150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水重量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は185kg/m ³ を基本とする。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±1.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭脚、場所打ち、弁井基礎等)。橋脚上部工(桁、床版、高欄等)、橋梁工(高さ1m以上)、国道工、港湾工、橋脚、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。		
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭脚、場所打ち、弁井基礎等)。橋脚上部工(桁、床版、高欄等)、橋梁工(高さ1m以上)、国道工、港湾工、橋脚、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び埋、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の90%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回5ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。			
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。	1回併試(体積時各ブロック打込み開始時終了時)。			
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.2t/m ³ 以上		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1115		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回5ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。						
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1108								

摘要

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
01 舗装工 コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第119号、国官技第25号、国官技第78号) ※巻末資料1参照	規定	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	堆積密度: 2.6以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高伊スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高伊スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気伊酸化炉骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/1か月以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の粒径分布試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定率率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が80%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の80%以上	試験となる砂の上部における容積の色が標準色層の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 1.2%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
			練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の試験: JIS A 5309付属書C 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で80%以上	無機物の量: 2g/L以下 溶解性無機残留物の量: 1g/L以下	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	
			回収水の水質試験	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で80%以上	無機物の量: 2g/L以下 溶解性無機残留物の量: 1g/L以下	その排水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
01 舗装工 コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	その他	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第119号、国官技第25号、国官技第78号)	規定	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	堆積密度: 2.6以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高伊スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高伊スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気伊酸化炉骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)		○	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			骨材の粒径分布試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定率率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が80%以上の場合は使用できる。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の80%以上	試験となる砂の上部における容積の色が標準色層の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 1.2%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6か月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201		工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
			練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の試験: JIS A 5309付属書C 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で80%以上	無機物の量: 2g/L以下 溶解性無機残留物の量: 1g/L以下	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。		○	
			回収水の水質試験	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日及び28日で80%以上	無機物の量: 2g/L以下 溶解性無機残留物の量: 1g/L以下	その排水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。		○	

摘要

- (一部追加)
- ・巻末資料の追加
- ・国の改定に伴う追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete strength, slump, and air content tests.

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include concrete strength, slump, and air content tests.

摘要

(一部追加)
巻末資料
(一部修正)
国の改定に伴う修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
07 舗装工 コンクリート (NATM)	施工後試験	必携	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。		
			テストハンマーによる強度推定調査 ※参考資料3	JSC-E-G 604-2013	設計基準強度	トンネルは1打撃部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合は、1回の試験結果が設計基準強度の95%以下となった場合は、その箇所の確認において、再調査を5ヶ所実施。材料28日～31日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の95%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIA A 1107	設計基準強度		コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の95%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
08 吹付け コンクリート (NATM)	材料	必携	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制剤について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国土建第85号、国土建第78号) ※参考資料1参照	両面		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び湿度が変わった場合。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。		骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。ただし、同一材料の場合は省略できる。骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	塊状密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下				
			骨材の粒径分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 砕石: 3.0%以下(ただし、総形判定実積率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材: 5.0%以下 それ以外(砂利等): 1.0%以下 細骨材 砕砂: 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材: 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等): 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。				
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1143	圧縮強度の90%以上				
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 1.2%以下				
			骨材の乾形判定実積率試験	JIS A 5005	65%以上				
セメントの物理試験	JIS R 5201	(ポルトランドセメント)	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上					
					ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
07 舗装工 コンクリート (NATM)	施工後試験	必携	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSC-E-G 604-2013	設計基準強度	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の95%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIA A 1107	設計基準強度		コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の95%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
08 吹付け コンクリート (NATM)	材料	必携	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリシリカ反応抑制剤について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国土建第85号、国土建第78号)	両面		骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6か月以上及び湿度が変わった場合。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。		骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。ただし、同一材料の場合は省略できる。骨材は採取箇所又は、品質の変更があることに1回。	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	塊状密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下			
			骨材の粒径分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5008	粗骨材 砕石: 3.0%以下(ただし、総形判定実積率が5%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材: 5.0%以下 それ以外(砂利等): 1.0%以下 細骨材 砕砂: 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材: 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等): 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1143	圧縮強度の90%以上			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 1.2%以下			
			骨材の乾形判定実積率試験	JIS A 5005	65%以上			
セメントの物理試験	JIS R 5201	(ポルトランドセメント)	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
					ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)	

摘要

(一部追加)
巻末資料
(一部修正)
国の改定に伴う修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
II	吹付けコンクリート(NATK)	その他	練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の検査 JIS A 5309付属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性固形物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/15か月以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			固灰水の場合	JIS A 5309付属書C	塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/15か月以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
III	コンクリート	その他	計量設備の計量精度	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±2%以内 混和材: ±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±2%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練灰水性試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰容量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/15か月以上		○
			連続ミキサの場合	JISCE-I 602-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○
			骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
III	コンクリート	その他	骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
III	コンクリート	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2016、S03-2016)又は設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JISCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40mごとに1回 材料7日、28日(2×2回供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹き付け、現場で7日間及び28日間養生後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に3本(φ7×3本、φ28×3本)とする。		
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JISCE-G561-2010)	1日強度で6N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ7cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
III	コンクリート	その他	空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ7cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
III	コンクリート	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
II	吹付けコンクリート(NATK)	その他	練灰水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の検査 JIS A 5309付属書C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性固形物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			固灰水の場合	JIS A 5309付属書C	塩化物イオン量: 200mg/l以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材料7日及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
III	コンクリート	その他	計量設備の計量精度	水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±2%以内 混和材: ±2%以内 (高伊スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±2%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			ミキサの練灰水性試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練灰容量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		○
			連続ミキサの場合	JISCE-I 602-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○
			骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
III	コンクリート	その他	骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
			骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
III	コンクリート	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE-C502-2016、S03-2016)または設計図書の規定により行う。	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会標準JISCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3回の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40mごとに1回 材料7日、28日(2×2回供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹き付け、現場で7日間及び28日間養生後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に3本(φ7×3本、φ28×3本)とする。		
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JISCE-G561-2010)	1日強度で6N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ7cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
III	コンクリート	その他	空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ7cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
			空気量測定	JIS A 1118 JIS A 1119 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・開始し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150mごとに1回、及び開始し時に品質変化が認められた時。		
III	コンクリート	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

(一部追加)
巻末資料

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
32 ロックボルト (NATM)	材料 施工	その他	外観検査 (ロックボルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			モデルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			モデルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中又は必要の都度 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	「ロックボルトの引抜き試験」※巻末資料9参照	指前初期段階は30mごとに、その後は50mごとに実施。1断面当たり3本均等に行う (ただし、取口部では両側各1本)。				
33 路上再生路盤工	材料 施工	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 規程【4】-68	修正CBR20以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事：管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの		○
			土の粒度試験	JIS A 1204	「舗装再生標準」参照 表-3.2.0 路上再生路盤用素材の含ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1202	設計図書による。				
			土の塑性限界・塑性指数試験	JIS A 1205	塑性指数PI：8以下				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事単1回/月以上			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 規程【4】-256 砂置換法 (JIS A 1214)	・締めめ度は、個々の測定値が基準密度の92%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締めめ度は、10孔の測定値の平均値Iが規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値IIが規格値を満足するものとするが、IIが規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値IIIが規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。		○		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 規程【4】-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 規程【4】-135		土の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203	1~2回/日				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
32 ロックボルト (NATM)	材料 施工	その他	外観検査 (ロックボルト)	目視・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○	
			モデルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			モデルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 施工中又は必要の都度 3) 製造工場又は品質の変更があるごとに1回			
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による。	指前初期段階は30mごとに、その後は50mごとに実施。1断面当たり3本均等に行う (ただし、取口部では両側各1本)。				
33 路上再生路盤工	材料 施工	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 規程【4】-68	修正CBR20以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事：管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 (コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の合計が100t以上のもの		○
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生標準参照 表-3.2.0 路上再生路盤用素材の含ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			
			土の含水比試験	JIS A 1202	設計図書による。				
			土の塑性限界・塑性指数試験	JIS A 1205	塑性指数PI：8以下				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高伊セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事単1回/月以上			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 規程【4】-256 砂置換法 (JIS A 1214)	・締めめ度は、個々の測定値が基準密度の92%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締めめ度は、10孔の測定値の平均値Iが規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値IIが規格値を満足するものとするが、IIが規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値IIIが規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。		○		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 規程【4】-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 規程【4】-135		土の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。			
			含水比試験	JIS A 1203	1~2回/日				

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認			
24 路上表層再生工	材料	必携	旧アスファルト計入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。				
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207							
			既設表層混合物の密度試験	試験図書・試験法 便覧【3】-218							
			既設表層混合物の最大比重試験	試験図書・試験法 便覧【4】-309							
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	試験図書・試験法 便覧【4】-318							
			既設表層混合物のふるい分け試験	試験図書・試験法 便覧【2】-16							
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	両左					○	
			施工	必携	現場密度の測定	試験図書・試験法 便覧【3】-218		基準密度の98以上 110 98以上 13 98以上 13 98.5以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の98以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値Iが規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値IIが規格値を満足するものとするが、IIが規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値IIIが規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡: 10孔、10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空率率による管理でもよい。	
					温度測定	温度計による。	110℃以上	隨時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
					かさばくし深さ	試験図書 便覧 行 録-8に準じる	-0.7cm以内	1000㎡毎			
施工	その他	粒度 (2.36mmふるい)	試験図書・試験法 便覧【2】-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。					
		粒度 (75μmふるい)	試験図書・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい: ±5%以内							
		アスファルト量抽出粒度分析試験	試験図書・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量: ±0.6%以内							
25 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必携	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事: 施工前	・ 中規模以上の工事: 管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 吸水率: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下				○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下				○		
			粗骨材の形状試験	試験図書・試験法 便覧【2】-61	縦長、あるいは扁平な石片: 10%以下				○		
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。				○		
			ファイラーの水分析試験	JIS A 5008	1%以下				○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認			
21 路上表層再生工	材料	必携	旧アスファルト計入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。				
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207							
			既設表層混合物の密度試験	試験図書・試験法 便覧【3】-218							
			既設表層混合物の最大比重試験	試験図書・試験法 便覧【4】-309							
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	試験図書・試験法 便覧【4】-318							
			既設表層混合物のふるい分け試験	試験図書・試験法 便覧【2】-16							
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	両左				○		
			施工	必携	現場密度の測定	試験図書・試験法 便覧【3】-218		基準密度の98以上 110 98以上 13 98以上 13 98.5以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の98以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値Iが規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値IIが規格値を満足するものとするが、IIが規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値IIIが規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡: 10孔、10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、8,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	空率率による管理でもよい。	
					温度測定	温度計による。	110℃以上	隨時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
					かさばくし深さ	試験図書 便覧 行 録-8に準じる	-0.7cm以内	1000㎡毎			
施工	その他	粒度 (2.36mmふるい)	試験図書・試験法 便覧【2】-16	2.36mmふるい: ±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。					
		粒度 (75μmふるい)	試験図書・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい: ±5%以内							
		アスファルト量抽出粒度分析試験	試験図書・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量: ±0.6%以内							
22 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必携	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	・ 中規模以上の工事: 施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事: 施工前	・ 中規模以上の工事: 管理図を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ② 使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ① アスファルト舗装: 同一配合の骨材が100%以上のもの		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	砕石・玉砕、製鋼スラグ(SS) 吸水率: 2.45以上 吸水率: 3.0%以下				○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量: 0.25%以下				○		
			粗骨材の形状試験	試験図書・試験法 便覧【2】-61	縦長、あるいは扁平な石片: 10%以下				○		
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。				○		
			ファイラーの水分析試験	JIS A 5008	1%以下				○		

(一部削除)
試験基準の「～協議により省略～」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認			
15. 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○			
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧【2】-63	50以下		○				
			製鋼スラグの赤褐色顕微鏡試験	舗装調査・試験法 便覧【2】-94	赤褐色顕微鏡比：2.0以下		○				
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：20以下		○				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12以下		○				
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		○				
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上		○				
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)		○				
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	200℃以上		○				
			薄層加熱質量変化率	JIS K 2207	0.8以下		○				
			薄層加熱針入度残留率	JIS K 2207	85以上		○				
			タフネス・デナシテイ試験	舗装調査・試験法 便覧【2】-289	タフネス：20N・m		○				
			密度試験	JIS K 2207			○				
			アゾノド	必須	結度 (0.30mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	0.30mmふるい：±12以内基準結度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○	
						結度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい：±5以内基準結度		○	
						アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量：±0.05以内		○	
						温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
						ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
						ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
カンタプロ試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-110						アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○			
試験現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧【1】-154	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上 (歩道用)	1,000㎡ごと。		○				
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時		○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認			
15. 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○			
			ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧【2】-63	50以下		○				
			製鋼スラグの赤褐色顕微鏡試験	舗装調査・試験法 便覧【2】-94	赤褐色顕微鏡比：2.0以下		○				
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：20以下		○				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12以下		○				
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上		○				
			軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上		○				
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)		○				
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	200℃以上		○				
			薄層加熱質量変化率	JIS K 2207	0.8以下		○				
			薄層加熱針入度残留率	JIS K 2207	85以上		○				
			タフネス・デナシテイ試験	舗装調査・試験法 便覧【2】-289	タフネス：20N・m		○				
			密度試験	JIS K 2207			○				
			アゾノド	必須	結度 (0.30mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	0.30mmふるい：±12以内基準結度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事でない。舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500㎡以上3,000㎡未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 ①アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの	○	
						結度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい：±5以内基準結度		○	
						アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量：±0.05以内		○	
						温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			その他	必須	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○	
						ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
						ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
カンタプロ試験	舗装調査・試験法 便覧【3】-110						アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○			
試験現場	必須	現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧【1】-154	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上 (歩道用)	1,000㎡ごと。		○				
			温度測定 (初転圧前)	温度計による。		随時		○			

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
32 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	現場	現場密度の測定	舗装密度・試験法 便覧【3】-224	基準密度の94%以上。 I10 98%以上 I3 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・測定方法は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・測定方法は、10孔の測定値の平均値I10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値I3が規格値を満足するものとするが、I3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I3が規格値を満足してはよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。		○	
			外観検査(混合物)	目視		隨時			
33 プラント再生舗装工	材料	現場	再生骨材抽出後の骨材粒度	舗装密度・試験法 便覧【2】-16	再生骨材使用量500tごとに1回。			○	
			再生骨材抽出後の骨材含骨量	舗装密度・試験法 便覧【4】-318	3.8%以上			○	
			再生骨材抽出後の骨材含骨量	マーシャル安定度試験による再生骨材の抽出アスファルト性状判定方法	50(1/10mm)以上(35℃)	再生混合物製造日に1回、1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			○
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。 洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは80℃以下の伊乾し、その質量の差からとめる。			○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			○
プラント	現場	現場	粒度(2.36mmふるい)	舗装密度・試験法 便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数		○	
			粒度(75μmふるい)	舗装密度・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±5%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
			再生アスファルト量	舗装密度・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量：±0.8%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
その他	現場	現場	水浸ホイールラッキング試験	舗装密度・試験法 便覧【3】-65	設計図書による。	耐水性の確認		○	
			ホイールラッキング試験	舗装密度・試験法 便覧【3】-44		耐流動性の確認		○	
			ラベリング試験	舗装密度・試験法 便覧【3】-18		耐磨耗性の確認		○	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
32 排水性舗装工・透水性舗装工	舗装現場	現場	現場密度の測定	舗装密度・試験法 便覧【3】-224	基準密度の94%以上。 I10 98%以上 I3 98.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・測定方法は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・測定方法は、10孔の測定値の平均値I10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値I3が規格値を満足するものとするが、I3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値I3が規格値を満足してはよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。 例又は12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 ・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工現場により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。		○	
			外観検査(混合物)	目視		隨時			
33 プラント再生舗装工	材料	現場	再生骨材抽出後の骨材粒度	舗装密度・試験法 便覧【2】-16	再生骨材使用量500tごとに1回。			○	
			再生骨材抽出後の骨材含骨量	舗装密度・試験法 便覧【4】-318	3.8%以上			○	
			再生骨材抽出後の骨材含骨量	マーシャル安定度試験による再生骨材の抽出アスファルト性状判定方法	50(1/10mm)以上(35℃)	再生混合物製造日に1回、1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回、1日の再生骨材使用量が100t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。			○
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500tごとに1回。 洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいにとどまるものと、水洗後の75μmふるいにとどまるものを気乾もしくは80℃以下の伊乾し、その質量の差からとめる。			○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化			○
プラント	現場	現場	粒度(2.36mmふるい)	舗装密度・試験法 便覧【2】-16	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき、印字記録の場合：全数		○	
			粒度(75μmふるい)	舗装密度・試験法 便覧【2】-16	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±5%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
			再生アスファルト量	舗装密度・試験法 便覧【4】-318	アスファルト量：±0.8%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
その他	現場	現場	水浸ホイールラッキング試験	舗装密度・試験法 便覧【3】-65	設計図書による。	耐水性の確認		○	
			ホイールラッキング試験	舗装密度・試験法 便覧【3】-44		耐流動性の確認		○	
			ラベリング試験	舗装密度・試験法 便覧【3】-18		耐磨耗性の確認		○	

摘要

(一部削除)
試験基準の「～協議により省略～」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include 27 工種 (再生舗装), 28 工種 (鋼橋用鋼材), and 29 工種 (ガス切斷工).

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

Table with 7 columns: 工種, 種別, 試験区分, 試験項目, 試験方法, 規格値, 試験基準, 備考, 試験成績表等による確認. Rows include 27 工種 (再生舗装), 28 工種 (鋼橋用鋼材), and 30 工種 (溶接工).

摘要

(一部削除)
試験基準の「～協議により省略～」を削除

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
09	溶接工	必	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。	開先	試験片の形状：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS B 0655に準じる。	大端がなくてはならない。	試験片：「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○	
			引張試験：スタック溶接	JIS Z 2241	降伏点は225N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	
			曲げ試験：スタック溶接	JIS Z 2145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 2145 試験片の個数：3		○	
			開合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3080	試験で検出されきす寸法は、設計と許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法による表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。放射線透過試験による場合において、根厚が25mm以下の試験結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属表4（透過写真によるきすの検出方法）に示す2種以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属表4（透過写真によるきすの検出方法）に示す3種以上とする。 なお、根厚が25mmを超える場合は、内部きす寸法の許容値を根厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきす寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3080による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上で内部きす寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きす寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、放射線透過試験又は超音波探傷試験を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> 放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-資格者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 	○	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する開合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビードがなくてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3箇又は継手長さ1mにつき3箇までを許容する。ただし、ビードの大きさが1mm以下の場合には、2箇所を1箇所として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により確認し、目視は全延長実施する。目視は全延長実施する。		○	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する開合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビードがなくてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3箇または継手長さ1mにつき3箇までを許容する。ただし、ビードの大きさが1mm以下の場合には、2箇所を1箇所として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により確認し、目視は全延長実施する。目視は全延長実施する。		○	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード高さ25mmの範囲で3mm以下。				○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認	
09	溶接工	必	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。	開先	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS B 0655に準じる。	大端がなくてはならない。	試験片：「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○	
			引張試験：スタック溶接	JIS Z 2241	降伏点は225N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはならない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経緯をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○	
			曲げ試験：スタック溶接	JIS Z 2145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 2145 試験片の個数：3		○	
			開合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3080	試験で検出されきす寸法は、設計と許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法による表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。放射線透過試験による場合において、根厚が25mm以下の試験結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属表4（透過写真によるきすの検出方法）に示す2種以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属表4（透過写真によるきすの検出方法）に示す3種以上とする。 なお、根厚が25mmを超える場合は、内部きす寸法の許容値を根厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきす寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3080による。 ・「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上で内部きす寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きす寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・開先溶接」Ⅱ鋼種・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○		
			外観検査（割れ）	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、放射線透過試験又は超音波探傷試験を用いる。	<ul style="list-style-type: none"> 放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-資格者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 	○	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する開合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビードがなくてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3箇または継手長さ1mにつき3箇までを許容する。ただし、ビードの大きさが1mm以下の場合には、2箇所を1箇所として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により確認し、目視は全延長実施する。目視は全延長実施する。		○	
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード高さ25mmの範囲で3mm以下。				○

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
26	溶接工	施工	外観形状検査 (アンダーカット)	目視及びノキス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.6に各継手の強度等記を述べたうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.6に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等記に示されている。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観試験 (オーバーラップ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	目視及びノキス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの偏差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (余高高さ)	設計図書による。	設計図書に特に仕上げの指定のない場合は、以下に示す範囲内の余高りは仕上げなくてよい。余高り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B[mm]) 余高り高さ (h[mm]) B<15 : h≦2 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			
			外観形状検査 (アークスタッド)	目視	・余高り形状の平服：余高りは余高りにわたり包圍していなければならない。なお、余高りは高さ1mm、幅0.5mm以上、割れ及びスラグ混入：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドシベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドシベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドシベルの中から1個について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余高りが包圍していないスタッドシベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥を生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまままにしておくものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認
26	溶接工	施工	外観形状検査 (アンダーカット)	目視及びノキス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.6に各継手の強度等記を述べたうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.6に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等記に示されている。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観試験 (オーバーラップ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	目視及びノキス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの偏差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査 (余高高さ)	設計図書による。	設計図書に特に仕上げの指定のない場合は、以下に示す範囲内の余高りは仕上げなくてよい。余高り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B[mm]) 余高り高さ (h[mm]) B<15 : h≦2 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			
			外観形状検査 (アークスタッド)	目視	・余高り形状の平服：余高りは余高りにわたり包圍していなければならない。なお、余高りは高さ1mm、幅0.5mm以上、割れ及びスラグ混入：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドシベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
その他		ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドシベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドシベルの中から1個について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余高りが包圍していないスタッドシベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥を生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまままにしておくものとする。		
27	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	外観・規格 (主部材)	現物照合・検査確認		現物とミルシートの整合性が確認できること規格・品質がミルシートで確認できること。		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認		
01 中層混合処理等全面改良の機会に適用。混合処理改良体(コウム)を造成する工法には適用しない。	材料	必 須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			土の稠度試験	JIS G 0101						
			テーパーフロー試験	JIS K 5201						
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
		其 他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。	/			
			土の粒度試験	JIS A 1204						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
			土の圧密試験	JIS A 1217						
			土の圧縮率のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。				
			土の加熱収縮試験	JGS 0221						
			施 工	深部方向の品質確認(均質性)	試験採取箇又はボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認		1,000㎡~4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験採取箇所はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	/
				土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	10名供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ①1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3名の供試体の試験値の平均値で表したものである。		1,000㎡~4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験は改良体について、①1回の試験はそれぞれ供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	
			01 鉄筋挿入工	材料	必 須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)		ミルシート	設計図書による。	材料入荷時
定置材のフロー値試験	JSCF-F621-2018	9~22秒				施工開始前1回および定置材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。				
其 他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	目視・寸法計測		設計図書による。	材料入荷時	/				
	圧縮強度試験	JIS A 1108		設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)		定置材をセメントミルク又はモルタルとする場合			
施 工	必 須	引き抜き試験(突入性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル		・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	/				
		引き抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル		・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。					

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	備 考	試験成績表等による確認		
08 中層混合処理等全面改良の機会に適用。混合処理改良体(コウム)を造成する工法には適用しない。	材料	必 須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。			
			土の稠度試験	JIS G 0101						
			テーパーフロー試験	JIS K 5201						
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216						
		其 他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。	/			
			土の粒度試験	JIS A 1204						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
			土の圧密試験	JIS A 1217						
			土の圧縮率のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する。				
			土の加熱収縮試験	JGS 0221						
			施 工	深部方向の品質確認(均質性)	試験採取箇所又はボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認		1,000㎡~4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験採取箇所はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。	/
				土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	10名供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ①1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3名の供試体の試験値の平均値で表したものである。		1,000㎡~4,000㎡につき1回の割合で行う。 試験は改良体について、①1回の試験はそれぞれ供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。	
			08 鉄筋挿入工	材料	必 須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)		ミルシート	設計図書による。	材料入荷時
定置材のフロー値試験	JSCF-F621-2018	9~22秒				施工開始前1回および定置材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。				
其 他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	目視・寸法計測		設計図書による。	材料入荷時	/				
	圧縮強度試験	JIS A 1108		設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)		定置材をセメントミルク又はモルタルとする場合			
施 工	必 須	引き抜き試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル		・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	/				
		適合性試験	地山補強土工法設計・施工マニュアル		・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。					

摘要

(一部修正)
国の改定に伴う試験項目の修正